

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 児童養護施設退所者等自立支援金貸付における個人情報の取扱いについて

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「児童養護施設退所者等自立支援資金」（以下「自立支援資金」という。）の貸付における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月、厚生労働省）に基づいて、「社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の個人情報の保護に関する規程」により運用します。

1. 個人情報の利用目的

自立支援資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、就労の状況、資格取得の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2. 個人情報の利用について

自立支援資金に係る事務を掌るため、上記1の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 本貸付事業に係る審査委員会

貸付の決定、一時償還、貸付の停止、償還猶予、免除等について、同委員会が本会会長へ意見を述べるため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

(2) 借受人・連帯保証人

金銭消費貸借契約における債務者からの債務状況に関する問い合わせに対し、貸付状況及び償還状況などについて情報を提供します。

(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム、児童相談所、佐賀県

貸付の申込及び決定、返還猶予、免除等に関わる業務を遂行するため、借受人等の情報全般について提供し、又は情報の提供を受けます。

(4) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ照会及び提供することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の照会及び提供をすることがあります。

(4) 各種金融機関

自立支援資金の交付に関する払込等において、利用する金融機関に対し個人情報の照会を行うことがあります。

(5) その他の関係機関

資格取得支援費の使途となる見積書等の発行元、修学している（予定を含む）学校、又は勤務先、入居先における不動産業者、保険会社等の貸付内容に関する各機関等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けることがあります。

3. 利用目的外の利用の制限

自立支援資金の貸付を通して収集した個人情報については、上記2による場合を除き、あらかじめ借受人等の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。ただし、下記による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ借受人等の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理について

(1) 自立支援資金の貸付に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。

(2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

(3) 自立支援資金の貸付に関わる個人情報については、自立支援資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して10年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5. 個人情報の本人への開示について

自立支援資金の貸付において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、県社協事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については県社協規程に定めていることによるものとします。

6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。
もし、自立支援資金の貸付に関する苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。
(苦情対応担当) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 まちづくり課長
(苦情対応責任者) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 事務局長
住所〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 電話0952-23-2145 Fax0952-25-2980

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援金貸付事業における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 会長 様

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援金貸付事業における個人情報の取扱いについて理解し、本書並びに佐賀県社会福祉協議会の規程に基づいて取扱われることに同意します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住所

住所

貸付申請者 _____ (印)
(本人自筆)

連帯保証人 _____ (印)
(本人自筆)

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住所

住所

法定代理人 _____ (印)
(本人自筆)

法定代理人 _____ (印)
(本人自筆)

※ 貸付申請者、連帯保証人及び法定代理人（申請者が未成年である場合のみ）の各々について、署名捺印し、期日を記載してください。